

播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事に伴う施工監理業務
特記仕様書

第1条（適用範囲）

- 1 本特記仕様書は、播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事に伴う施工監理業務（以下、「本業務」とする。）に適用するものとする。

第2条（目的）

- 1 設計企業は、設計成果の内容に基づき、施工業務の工事監理を行うものとする。施工監理業務は、本業務において重点監理として、安全管理、工程管理、品質管理、出来高管理を本町と協力し施工監理を行うものである。

第3条（施工監理対象工事）

- 1 本業務の対象工事は、以下に示すとおりである。
工 事 名 : 播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事
工 事 場 所 : 東本荘2丁目6-6から新島54地先
工 事 概 要 : GX φ300 L=1,060m GX φ150 L=820m GX φ100 L=130m
工 期 : 契約日 ~ 令和 7年 3月 31日

第4条（従事技術者）

- 1 管理技術者及び現場技術員は、下記に示す資格を有する者を配置すること。
 - 1) 管理技術者（職階：技師A）
技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又はR C C Mの資格を有すること。
 - 2) 現場技術員（職階：技師C）
1級土木施工管理技士または1級管工事施工管理技士の資格を有すること。
また、公共事業における配管工事に係る施工監理業務の業務経歴書を提出し発注者の審査を受け、承認を得たものに限る。

第5条（委託内容）

- 1 委託内容については、次のとおりとし、工事請負契約に関する契約書、図面ならびに施工計画書、施工工程等の内容について熟知し、かつ工事現場の状況に精通しなければならない。
 - 1) 設計企業は、下記「表-1」に示す業務内容を実施するものとする。
 - 2) 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査（家屋影響調査等）などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議の上、行うものとする。
 - 3) 設計企業は、変更に伴う工種毎の各工事費積算内訳書を作成すること。

表－1

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----|-------------------|----------|
| 共通 | 三者会議 | 設計・施工・本町 |
| | 設計図書の審査 | |
| | 工事内容・工程の審査 | |
| | 定例会議 | 本町との調整含む |
| | 出来形の確認・出来高検査の立会 | |
| | 工事完了の確認・竣工検査の立会 | |
| | 工事関係書類の審査 | |
| | 施工プロセスの審査 | |
| | 施工計画書等の審査 | |
| | 施工体制台帳の審査 | |
| 工事 | 品質管理項目の確認 | |
| | 工程監理、施工監理等技術的監理全般 | |
| | 業務価格変更内訳書の作成 | |

4) 管理技術者の委託内容は、次のとおりとする。

(1) 迅速な処理

管理技術者は、監督職員の指示に対し、適切な処置を速やかに講じなければならない。

(2) 履行状況把握

管理技術者は、現場技術者から業務の履行状況を書面若しくは口頭で報告を受け、日常的に履行状況の把握に努めなければならない。

(3) 本町との打合せ

管理技術者は適宜、監督職員と業務の履行状況等について打合せを行い、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督職員に提出しなければならない。

なお、監督職員と協議し打合せに代えて書面等により行うことが出来るものとする。但し、この場合においても最低月1回以上打合せを行わなければならないものとする。

5) 現場技術員の委託内容は、次のとおりとする。

(1) 第3条（施工監理対象工事）に示す工事毎に以下に掲げる業務を行うものとする。

① 設計に関する業務

設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

② 関係機関との協議に関する業務

基礎的資料の作成に関する業務

③ 監督に関する業務

最低週1日程度の非常駐管理業務

(品質管理)

1. 請負工事の施工状況の照合並びに監督職員への報告

- a. 使用材料（支給材料等を含む）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- b. 施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- c. 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、速やかに報告するものとする。

2. 工事検査等への臨場

受託者は、監督職員のもと、中間検査、出来高検査、竣工検査等に臨場するものとする。

3. その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅延なく報告するものとする。

(工事管理)

1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

- a. 受託者は、工事の設計図書等に基づく工事受託者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図書等は除く）の作成を行い、提出するものとする。
- b. 受託者は、工事受託者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。
- c. 受託者は、次の各号に掲げる項目について、現地確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図書等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。
 - ・ 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
 - ・ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
 - ・ 設計図書の表示が明確でない場合
 - ・ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 - ・ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することの出来ない特別な状態が生じた場合
 - ・ 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合
- d. 受託者は、工事の設計変更若しくは監督職員等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図書等は除く）の作成を行い、提出するものとする。
- e. 受託者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図書等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

2. その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅延なく報告するものとする。

第6条（着手書類）

- 1 受託者は下記の事項について記載した業務計画書を作成し、業務着手までに監督職員に提出するものとする。
 - ① 業務計画書
 - ② 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
 - ③ 業務工程
 - ④ 業務組織計画
 - ⑤ 打合せ計画
 - ⑥ 連絡体制（緊急時含む）及びその他

第7条（成果品）

- 1 成果品は以下のとおりとする。
 - ① 会議報告書
 - ② 設計図書に照らした施工図等の検討審査報告書
 - ③ 工事と設計図書との照合及び確認審査報告書
 - ④ 施工プロセス審査報告書
 - ⑤ 技術提案審査報告書
 - ⑥ 工事関係書類審査報告書
 - ⑦ 工事監理報告書（立会報告書等）
 - ⑧ 打合せ協議簿
 - ⑨ 業務価格内訳書
 - ⑩ その他監督員の指示する資料

第8条（守秘義務）

- 1 守秘義務については以下のとおりとする。
 - 1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - 2) 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複製や譲渡をしてはならない。但し、あらかじめ本町に書面による承諾を得た時はこの限りではない。
 - 3) 受託者は、本業務に関して本町から貸与された情報その他知り得た情報を、業務組織計画に記載される者以外には密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
 - 4) 受託者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当

該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。

- 5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、本町の許可なく複製しないこと。
- 6) 受託者は、当該業務完了時に、本町への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7) 受託者は、当該業務の遂行において貸与された本町の情報の外部への漏洩、若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに本町に報告するものとする。

第9条（再委託の禁止）

- 1 受託者は、本業務の全部又は主たる部分について本町の許可なく再委託することを禁止するものとする。

第10条（疑義）

- 1 業務実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上、決定するものとする。

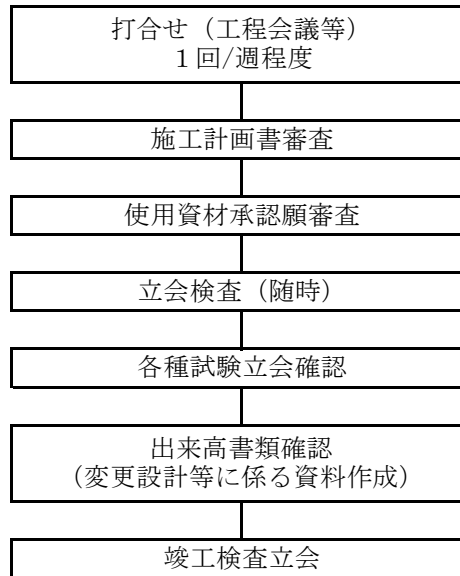
第11条（留意事項）

- 1 その他留意事項については以下のとおりとする。
 - 1) 土木工事標準仕様書、水道工事標準仕様書、その他業務に必要な図書（基準書等）は、受託者で準備しなければならない。
 - 2) 本業務に際し受託者は、あらかじめ本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された本町が発行する名札を着用しなければならない。
 - 3) 本業務における技術者数の確認のため、業務作業日誌を作成し、週毎に監督職員に報告すること。又、業務日数の過不足分については、監督職員と協議を行い、変更設計対象となるので承知すること。

第12条（附則）

- 1 本業務のフロー及び監理区分は以下に示すものを基準とする。

工事施工監理フローシート



工事監理区分

| 工種 | 監理区分 | 本町 | 受託者 |
|------|-------------|----------|----------|
| 一般共通 | 打合せ（工程会議等） | 立会 | 立会 |
| | 施工計画書審査 | 承認 | 確認（適否確認） |
| 配管 | 使用材料承認願 | 承認 | 確認（適否確認） |
| | 管路布設状況等確認 | 立会確認（随時） | 立会確認（随時） |
| | 舗装状況等確認 | 立会確認（随時） | 立会確認（随時） |
| | 水圧試験確認 | 立会確認 | 確認（随時） |
| 検査 | 完成検査（書類・現場） | 立会確認 | 立会確認 |

※上記に示す監理区分とするが、監督職員と十分な協議を行うこと。

工事監理関係図書 フロー図

